号外 第10号の2 平成 19 年 3 月 23 日 (金) (毎週 月・水・金発行)

目 次

〇熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則 (人事 課) 1

規 則

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則をここに公布する。 平成 19 年 3 月 23 日

> 子 熊本県知事 潮 谷 義

熊本県規則第6号の2

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則

- 第1条 この規則は、熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(平成19 年熊本県条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (大学院等派遣研修)
- 条例第2条第2項の規則で定める研修(以下「大学院等派遣研修」という。)は、 次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして知事が定める研修とする。
 - 公務外においても有用な知識、技能等の修得が可能なものであること。 (1)
 - 県が必要な費用を支出するものであること。 (2)
 - 条例第2条第2項に規定する職員等の同意があらかじめ書面により行われるもの (3)であること。

(大学院等派遣研修費用)

- 第3条 条例第2条第3項の規則で定める費用(以下「大学院等派遣研修費用」という。) 次に掲げる費用とする。
 - (1) 熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第31号)による旅費
 - 大学院等派遣研修に係る大学院等の課程 (学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づく大学の大学院の課程(同法第68条の2第4項第2号の規定により大学院の 課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当す る外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程をいう。以下この条におい て同じ。) に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を 置く大学等(同法に基づく大学、外国の大学またはこれらに準ずる教育施設をい う。)に対して支払う費用
 - 大学院等派遣研修に係る大学院等の課程に在学して当該大学院等の課程を履修す る上で必要な教育を受けるために当該教育を行う教育施設に対して支払う費用(県の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)
- 条例第2条第4項の規則で定める法人は、公益法人等への熊本県職員等の派遣等 に関する条例 (平成13年熊本県条例第53号) 第2条第1項第2号及び第10条に規定す る法人として公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則(平成14年熊本県人事 委員会規則第20号)第2条及び第5条に規定する法人並びにその他知事が定める法人と する。

(大学院等派遣研修を命ずる職員等に対して明示すべき事項)

- 任命権者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第6条第1項に規定する任命 権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、大学院等派遣研修の実施について 職員等の同意を得るに当たっては、当該職員等に当該大学院等派遣研修が条例第2条第 2項に規定するものである旨を明示しなければならない。
- 任命権者は、職員等に大学院等派遣研修を命ずるに当たっては、当該職員等に当該大 学院等派遣研修の期間を明示しなければならない。大学院等派遣研修を命じた後に当該 大学院等派遣研修の期間を変更する場合も、同様とする。
- (条例第3条第1項に該当する者に対する通知)
- 第6条 任命権者は、条例第3条第1項に該当する者に対し、速やかに、大学院等派遣研修の名称及び期間、大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総 額、同項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を書面により通知 するものとする。

(条例第3条第1項第2号の規則で定める率)

- 第7条 条例第3条第1項第2号の規則で定める率は、60月から同号の職員等としての在職期間の月数を控除した月数を60月で除して得た率とする。
- 2 前項の職員等としての在職期間の月数の計算については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 月により期間を計算する場合は、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 143 条に定めるところによる。
 - (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、30日をもって1月とする。

(職員等としての在職期間に含まれる休職の期間)

(特別職地方公務員等となった者に関する特例)

- 第8条 条例第3条第3項第1号の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年熊本県条例第6号)第3条第1項に規定する派遣職員(次条第1号において「外国派遣職員」という。)の派遣先の機関の業務又は公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員(次条第1号において「公益法人等派遣職員」という。)の派遣先の団体の業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。)を含む。次条第1号において同じ。)を公務とみなす。(条例第3条第1項の規定が適用されない場合)
- 第9条 条例第4条第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員が、外国派遣職員の派遣先の機関の業務又は公益法人等派遣職員の派遣先の団体の業務を公務とみなした場合に条例第4条第1号に該当する場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、条例第4条第1号から第3号までに掲げる場合に準ずる場合として知事が定める場合
- 第10条 条例第4条第6号の規則で定める場合は、組織の改廃に伴い法律又は条例の規定により特別職地方公務員等(条例第2条第4項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。)となるため離職した場合とする。
- 第11条 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。
 - (1) 国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第79条若しくは地方公務員法第28条第2項の規定若しくは同法第27条第2項の規定に基づく条例の規定又は第4条に規定する法人の役職員に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの

(以下「法人の就業規則等」という。)の定めによる休職の期間(次に掲げる期間を除く。)

- ア 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和 26 年法律第 191 号)の適用を受ける者にあっては同法第 1 条の 2 に規定する通勤、地方公務員災害補償法の適用を受ける者にあっては同法第 2 条第 2 項に規定する通勤、労働者災害補償保険法の適用を受ける者にあっては同法第 7 条第 2 項に規定する通勤をいう。次条第 1 号において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間
- イ 法人の就業規則等の定めるところにより外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関その他これらに準ずる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事するために休職にされた場合における当該休職の期間
- (2) 国家公務員法第82条若しくは地方公務員法第29条の規定又は法人の就業規則等の定めによる停職の期間(法人の就業規則等の定めるところにより制裁として出勤を停止された期間を含む。)
- (3) 国家公務員法第108条の6第1項ただし書若しくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は法人の就業規則等の定めにより労働組合の業務に専ら従事した期間
- (4) 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項、 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項又は 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3 年法律第76号)第5条第1項の規定による育児休業をした期間
- 第12条 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条各号列記以外の部分の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、次に掲げる場合に該当することとなった場合
 - ア 国家公務員法第 78 条第 2 号又は地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる事由 に該当して免職された場合
 - イ 法人の就業規則等において定めるところにより心身の故障のため解雇された場合 (2) 国家公務員法第78条第4号又は地方公務員法第28条第1項第4号に掲げる事由 に該当して免職された場合
 - (3) 国家公務員法第81条の2第1項若しくは地方公務員法第28条の2第1項の規定 により退職した場合(国家公務員法第81条の3第1項の期限若しくは同条第2項又 は地方公務員法第28条の3第1項の期限若しくは同条第2項の規定により延長され

た期限の到来により退職した場合を含む。) 又は法人の就業規則等において定める 定年に達したことにより退職した場合

- (4) 任期を定めて採用された特別職地方公務員等が、当該任期が満了したことにより 退職した場合
- (5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合として知事が定める場合(報告)
- 第13条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において実施した大学院等派遣研修の名称及び当該大学院等派遣研修を命ぜられた職員等の数並びにかつて大学院等派遣研修を命ぜられた職員等のうち、当該年度内において離職(条例第5条第2項の規定により離職とみなされる場合を含み、条例第4条第5号又は第6号に該当して離職した場合を除く。)又は死亡した者の大学院等派遣研修及び大学院等派遣研修費用の償還に関する状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。(雑則)
- 第14条 この規則に定めるもののほか、職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成19年3月23日発行電話(代)096-286-2221番